

商品説明書

(平成25年3月18日現在)

1. 商品名	・ 財産形成年金預金（期日指定定期型）
2. 期間	・ 積立期間は5年以上で、年1回以上の預入が必要です。 ・ 年金受取開始日まで、最終預入日から6か月以上5年以内の据置期間が必要です。 ・ 預入毎に「3年後の応当日をあらかじめ満期日とする期日指定定期預金」を作成します。 ただし、預入日（自動継続日）から年金元金計算日（初回受取日の3か月前応当日）までの期間が、1年未満の場合は、「年金元金計算日を満期日とする自由金利定期預金（M型）」（単利型）を作成します。 ・ 自動継続の取扱により、最長預入期限（3年）毎の期間で満期日を順延します。 ・ この期日指定定期預金は、満期日を指定することができません。
3. ご利用可能な方	・ 当行と財産形成年金預金の取扱契約を締結した企業（以下「事業主」といいます。）の勤労者の方で、財産形成年金預金契約時に満55歳未満の方 ・ おひとり1契約で、1金融機関に限ります。
4. お預入れ方法	・ 事業主が預金者に代わり預金者に支払う賃金から天引きして預入します。 ・ 同一日に預入された預金は、これを取りまとめ1件の期日指定定期預金または自由金利型定期預金（M型）とします。 ・ 預入金額は100円以上で1円単位です。
5. 払戻方法 （払戻要件）	・ 積立期間および据置期間内での払い戻しはできません。 ・ 満60歳に達した以降、5年以上20年以内の期間にわたり、3か月毎にご指定の口座に振り込みます。 ・ 受取日は1日から28日の間で指定できます。 （銀行休業日の場合は翌営業日に振り込まれます。） ・ 最終預入日以後の据置期間中の金利上昇によって、財産形成年金預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加にかかる利子額全部をあらかじめ指定された預金口座に入金します。
6. 利息 (1) 適用金利	・ お預入れ時（または自動継続時）に定めた利率のうち、次の実際に預けられた期間に応じた利率を適用します。 ① 1年以上2年未満 ② 2年以上3年以内 ・ 自動継続時には、原則として、当行の国内本支店の店頭に表示するこの預金の利率を適用します。 ・ 満期日前の解約時には、後記11の利率を適用します。 ・ 満期日（自動継続する場合を除きます。）を過ぎてから解約するときは、満期日から解約日までの利率については、解約日の普通預金利率を適用します。
(2) 利息支払	・ 個々の期日指定定期預金毎に、満期時に一括して支払います。

<p>(3) 計算方法</p> <p>(4) 課 税</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・付単位を1円として、1年を365日とする日数計算をもとに、1年複利の方法で計算します。 (「1年複利の方法」とは、お預入れ日から1年毎に利息計算を行い、この利息を仮に元金に組入れたものとして、満期日まで反復して利息計算していく方法のことをいいます。) ・財産形成住宅預金と合算で元金(継続時に元金に組入れた利息を含みます。)合計550万円を限度として非課税とすることができます。 ・上記非課税限度額を超える場合は、元本全額の利子について分離課税(国税15.315%および地方税5%、合計20.315%(※))となります。 (※) 復興特別所得税が付加されております。 																		
7. 手数料	_____																		
8. 付加できる特約事項	_____																		
9. 預金保険の適用	・預金保険の対象です。預金保険については窓口までお問い合わせください。																		
10. 元本欠損リスクと要因	_____																		
11. 権利行使上の制限・中途解約の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・全額解約のみ可能で、一部解約はできません。 ・年金としての受取以外の目的で払戻しされる時は、過去5年にわたる利息および解約利息について課税されます。ただし、年金の払戻開始後5年超の場合には解約利息のみに課税されます。 ・個々の期日指定定期預金をそれぞれの満期日前に解約する場合には、実際のお預入れ期間の長さに対応して、次の通り、中途解約利率(小数点第4位以下切捨)により計算した利息とともに払戻します。 <table border="0" data-bbox="475 1077 1246 1267"> <tr> <td>A</td> <td>6カ月未満</td> <td>解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>6カ月以上1年未満</td> <td>2年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>1年以上1年6カ月未満</td> <td>2年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>1年6カ月以上2年未満</td> <td>2年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>2年以上2年6カ月未満</td> <td>2年以上利率×70%</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>2年6カ月以上3年未満</td> <td>2年以上利率×90%</td> </tr> </table> <p>ただし、BからFまでの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。</p>	A	6カ月未満	解約日における普通預金利率	B	6カ月以上1年未満	2年以上利率×40%	C	1年以上1年6カ月未満	2年以上利率×50%	D	1年6カ月以上2年未満	2年以上利率×60%	E	2年以上2年6カ月未満	2年以上利率×70%	F	2年6カ月以上3年未満	2年以上利率×90%
A	6カ月未満	解約日における普通預金利率																	
B	6カ月以上1年未満	2年以上利率×40%																	
C	1年以上1年6カ月未満	2年以上利率×50%																	
D	1年6カ月以上2年未満	2年以上利率×60%																	
E	2年以上2年6カ月未満	2年以上利率×70%																	
F	2年6カ月以上3年未満	2年以上利率×90%																	
12. 想定されるリスク	_____																		
13. 当行の契約する指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争の取扱に関しまして、銀行法上の「指定紛争解決機関」である一般社団法人全国銀行協会と契約を締結しております。 <p>《ご連絡先》 全国銀行協会相談室 0570-017109 または 03-5252-3772</p>																		
14. その他の説明事項	<ul style="list-style-type: none"> ・金利については、窓口までお問い合わせください。 ・1年に1回以上の預入がない場合等、財産形成年金預金の要件を満たさない事態が発生した場合は、非課税扱いとされていても課税扱いとなります。くわしくは窓口までお問い合わせください。 ・年金の受取において、振込により受け取られる場合は、受取の都度所定の振込手数料が必要です。(この振込手数料は都度の受け取り金額から控除します。) 																		

商品説明書

(平成25年3月18日現在)

1. 商品名	・ 財産形成年金預金（5年スーパー定期型）
2. 期間	・ 積立期間は5年以上で、年1回以上の預入が必要です。 ・ 年金受取開始日までに、最終預入日から6か月以上5年以内の据置期間が必要です。 ・ 預入毎に「5年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）」を作成します。 ただし、預入日（自動継続日）から年金元金計算日（初回受取日の3か月前応当日）までの期間が5年未満の場合は、年金元金計算日を満期日とするスーパー定期単利型を作成します。 また、預入日から年金元金計算日までの期間が5年超5年1か月未満のときも、同じく預入毎に年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）を作成します。
3. ご利用可能な方	・ 当行と財産形成年金預金の取扱契約を締結した企業（以下「事業主」といいます。）の勤労者の方で、財産形成年金預金契約時に満55歳未満の方 ・ おひとり1契約で、1金融機関に限ります。
4. お預入れ方法	・ 事業主が預金者に代わり預金者に支払う賃金から天引きして預入します。 ・ 同一日に預入された預金は、これをとりまとめ1件の自由金利型定期預金（M型）とします。 ・ 預入金額は100円以上で1円単位です。
5. 払戻方法 （払戻要件）	・ 積立期間および据置期間内での払い戻しはできません。 ・ 満60歳に達した以降、5年以上20年以内の期間にわたり、3か月毎にご指定の口座に振り込みます。 ・ 受取日は1日から28日の間で指定できます。 （銀行休業日の場合は翌営業日に振り込まれます。） ・ 最終預入日以後の据置期間中の金利上昇によって、財産形成年金預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加にかかる利子額全部をあらかじめ指定された預金口座に入金します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利息支払 (3) 計算方法 (4) 課税	・ お預入れ時の約定利率を、満期日まで適用します。自動継続時には、原則として、当行の国内本支店の店頭に表示するこの定期預金の利率を、適用します。 ・ 満期日前の解約時には、＜別表＞の利率を適用します。 ・ 個々の自由金利型定期預金（M型）毎に満期日に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円として、1年を365日とする日数計算をもとに、6か月複利の方法で計算します。 （「6か月複利の方法」とは、お預入れ日から6か月毎に利息計算を行い、この利息を仮に元金に組入れたものとして、満期日まで反復して利息計算していく方法のことをいいます。） ・ 財産形成住宅預金と合算で元金（継続時に元金に組入れた利息を含みます。）合計550万円を限度として非課税とすることができます。

<p>(4) 課税 (続き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上記非課税限度額を超える場合は、元本全額の利子について分離課税(国税15.315%および地方税5%、合計20.315% (※))となります。 (※) 復興特別所得税が付加されております。
<p>7. 手数料</p>	<p>_____</p>
<p>8. 付加できる特約事項</p>	<p>_____</p>
<p>9. 預金保険の適用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険の対象です。預金保険については窓口までお問い合わせください。
<p>10. 元本欠損リスクと要因</p>	<p>_____</p>
<p>11. 権利行使上の制限・中途解約の制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全額解約のみ可能で、一部解約はできません。 ・年金としての受取以外の目的で払い戻しされる時は、過去5年にわたる利息および解約利息について課税されます。ただし、年金の払戻開始後5年超の場合には解約利息のみに課税されます。 ・やむをえず個々の自由金利型定期預金(M型)を満期日前に解約する場合は、個々の自由金利型定期預金(M型)について<別表>の中途解約利率を適用します。
<p>12. 想定されるリスク</p>	<p>_____</p>
<p>13. 当行の契約する指定紛争解決機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争の取扱いに関しまして、銀行法上の「指定紛争解決機関」である一般社団法人全国銀行協会と契約を締結しております。 <p>《ご連絡先》 全国銀行協会相談室 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
<p>14. その他の説明事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金利については、窓口までお問い合わせください。 ・1年に1回以上の預入がない場合等、財産形成年金預金の要件を満たさない事態が発生した場合は、非課税扱いとされていても課税扱いとなります。 くわしくは窓口までお問い合わせください。 ・年金の受取において、振込により受け取られる場合は、受取の都度所定の振込手数料が必要です。(この振込手数料は都度の受け取り金額から差し引きます。)

○中途解約利率

・個々の自由金利型定期預金（M型）を満期日前に解約する場合は、約定したお預入れ期間に対する実際のお預入れ期間の長さに対応して、次の通り中途解約利率（小数点第4位以下切捨）により6カ月複利の方法で計算した利息とともに払い戻します。
 なお、期間5年もののみ6か月複利の方法により計算します。

(1) 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までを満期日とした預金

- | | | |
|---|-----------|----------------|
| A | 6カ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6カ月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| C | 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |

ただし、BおよびCの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

(2) 預入日の3年後の応当日を満期日とした預金

- | | | |
|---|-------------|----------------|
| A | 6カ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6カ月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| C | 1年以上1年6カ月未満 | 約定利率×50% |
| D | 1年6カ月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| E | 2年以上2年6カ月未満 | 約定利率×70% |
| F | 2年6カ月以上3年未満 | 約定利率×90% |

ただし、BからDまでの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

(3) 預入日の3年後の応当日の翌日から預入日の4年後の応当日を満期日とした預金

- | | | |
|---|-------------|----------------|
| A | 6カ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6カ月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C | 1年以上1年6カ月未満 | 約定利率×20% |
| D | 1年6カ月以上2年未満 | 約定利率×30% |
| E | 2年以上3年未満 | 約定利率×40% |
| F | 3年以上4年未満 | 約定利率×70% |

ただし、BからFまでの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

(4) 預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日を満期日とした預金

- | | | |
|---|-----------|----------------|
| A | 6カ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6カ月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C | 1年以上2年未満 | 約定利率×20% |
| D | 2年以上3年未満 | 約定利率×30% |
| E | 3年以上4年未満 | 約定利率×50% |
| F | 4年以上5年未満 | 約定利率×70% |

ただし、BからFまでの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。